

# 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例の概要

## 1 改正の理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正するものである。

## 2 改正の概要

選挙長等の報酬について、改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定する額相当額とするため、次の改定単価のとおり引き上げる。

区分		改定単価	現行単価
選挙長		12,200 円	10,800 円
選挙立会人		10,100 円	8,900 円
投票所の投票管理者	日額	14,500 円	12,800 円
	半日	7,250 円	6,400 円
期日前投票所の投票管理者	日額	12,800 円	11,300 円
	半日	6,400 円	5,650 円
投票所の投票立会人	日額	12,400 円	10,900 円
	半日	6,200 円	5,450 円
期日前投票所の投票立会人	日額	10,900 円	9,600 円
	半日	5,450 円	4,800 円
開票管理者		12,200 円	10,800 円
開票立会人		10,100 円	8,900 円

## 3 施行期日等

### (1) 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

### (2) 適用区分

改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。